

質問第四一号

オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十七日

青 木 愛

参議院議長 関 口 昌 一 殿

オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書

私、青木愛が提出した「オスプレイの安全性並びにオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書」（第二百十八回国会質問第二四号）（以下「質問主意書」という。）に対する

答弁（内閣参質二一八第二四号。以下「答弁書」という。）を踏まえて、以下質問する。

一 答弁書により、オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理において、防衛省の訓令に定められる「事業継続の必要性の検討がなされる基準」及び「計画の見直し検討がなされる基準」が、米国法におけるいわゆる「ナン・マッカーディー条項」を参考としたものであると理解できた。

一方で、防衛省のプロジェクト管理に関する制度については、プロジェクトが仮に中止の基準に該当した場合、議会の承認等、第三者のプロセスが必要になる米国の制度と比べ、継続・中止の検討が防衛省内で完結されてしまい、ガバナンス上の問題があるとする見解がある。

防衛装備品のプロジェクト管理について、「事業継続の必要性の検討がなされる基準」又は「計画の見直し検討がなされる基準」が満たされた場合に、国会の関与を求める制度とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 質問主意書では、先般、ホワイトハウスの当局者が、日本が米国企業に関連する防衛支出を年間百四十億ドルから百七十億ドルに引き上げることで合意したと明らかにした旨報道された件を質した。しかし、答弁書では、「個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。」と答弁を拒否された。

1 当該報道を前提とせず、米国企業への年間百四十億ドル規模の支出のうち、政府が把握している防衛に係る支出を具体的に示されたい。

2 令和七年八月四日の衆議院予算委員会において、石破茂前内閣総理大臣は「合衆国の関税措置に関する日米協議の中で、我々として既に決定しております防衛力整備計画などに基づく当面の防衛装備品の購入に係ります考え方について、我々は説明をいたしたものでございます。」と答弁した。

(1) 答弁中の「防衛力整備計画など」の「など」とは何を指すのか具体的に示されたい。また、当面」とはいつまでか示されたい。

(2) 防衛力整備計画に基づく五年間の購入については、合衆国の関税措置に関する日米協議において説明したのか示されたい。

(3) 答弁中の「既に決定しております防衛力整備計画などに基づく当面の防衛装備品の購入に係り

ます考え方」について、具体的に説明されたい。

3 令和七年十月二十八日に開催された日米首脳会談及び令和七年十月二十九日に開催された日米防衛相会談において、政府は、防衛力整備計画などに基づく当面の防衛装備品の購入に係る考え方を説明したのか示されたい。

右質問する。